

## 平成 22 年度 教育課程編成にあたって

### 中 外国語

#### 1 平成 22 年度に求められる取組

##### (1) 年間指導計画の作成

移行期間中(平成 21～23 年度)は、学校の判断により、新学習指導要領によることも可能である。ただし、授業時数については移行措置期間中の措置はないので、先行して実施する場合は、各学校において所要の時数とともに教材を適切に確保する必要がある。

##### (2) 単元や教材の開発

4 技能の総合的な育成を目指した指導計画を立案し、文法指導を言語活動と一体的に行うような授業改善、コミュニケーションの内容的な充実のための語い指導の充実を図る必要がある。

##### (3) 配慮すべきこと

平成 22 年度に入学する生徒が第 3 学年となる平成 24 年度より、新学習指導要領が全面实施となるので、平成 22 年度から計画的に語い指導の充実を図っていく必要がある。

#### 2 教育課程編成上、参考となる取組例

##### (1) 小学校外国語活動との接続を意識した指導計画

第 1 学年の年間指導計画に小学校における外国語活動との関連事項について、具体的に校区内の小学校において英語ノート 1, 2 を用いて行った活動内容を記載し、小学校外国語活動との円滑な接続を意識した指導計画を作成している学校もある。

##### (2) 指導の系統性を意識した指導計画

「ねらい」や「言語材料」、「主な言語活動」に加えて、「言語の使用場面、言語の働き」、「小学校外国語活動との関連」や「前学年との関連」、「他教科、領域との関連」、「道徳教育との関連」を明記し、系統性を意識した年間指導計画を作成している学校もある。

#### 3 教育課程編成上の Q&A

Q1 文法事項等の指導内容に変更はあるのか。

A1 文法事項等の指導内容はおおむね従来のままで新たな指導事項の追加はほとんどないが、いわゆる「はどめ規定」については、その制限がなくなる。関係代名詞、to 不定詞及び動名詞については「基本的なもの」、受け身については「現在形及び過去形」という制限がそれぞれ削除され、制限を超えるものも指導することができるということが明確にされている。また、「理解の段階にとどめること」としていたいくつかの事項については、その制限がなくなされ、これらの事項については表現の段階まで高める指導を行うこととなる。

Q2 小学校に外国語活動が導入されるが、どんなことに留意すればよいのか。

A2 小学校外国語活動の趣旨を適切に理解し、中学校での指導内容の充実を図るため、校区内の小学校における外国語活動の指導において、どの程度の素地が養われているのか等、外国語活動への取組状況を十分に把握し、特に第 1 学年の指導計画作成の参考にする必要がある。そのためには、小学校と中学校とで互いに授業参観するなどして、積極的に情報交換や交流する場を設定することが大切である。